

北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験に断固抗議するとともに

米朝対話による平和的解決を求める意見書

北朝鮮は9月3日、大陸間弾道ミサイル（ICBM）搭載用の水爆実験をしたと発表した。北朝鮮は今年だけでも13回に及ぶ弾道ミサイル発射を強行、中でも日本上空を通過する弾道ミサイル発射など、わが国はもとより、世界とアジア地域の平和と安全にとって重大な脅威であり、この暴挙を糾弾し、強く抗議するものである。

これは国連安全保障理事会決議、日本を含む6ヶ国協議の共同声明、日朝平壤宣言に違反する暴挙であることは明らかである。

ここに、弾道ミサイル発射と核実験を強行した北朝鮮の暴挙に対し厳重に抗議するとともに、北朝鮮が核兵器の廃絶と恒久平和を願う国際世論や浪江町民の願いを真摯に受け止め、今後二度と再び核実験を実施することがないよう強く求める。

依って政府並びに国会は、さる12日国連安保理が北朝鮮に対する経済制裁強化決議を全会一致で採択されたことを直視し、決議の履行と、「米朝の直接対話を通じた平和的解決」のためにあらゆる行動をとることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月15日

福島県双葉郡浪江町議会

提出先 衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 外務大臣 内閣官房長官